

被災によって事業が中断した場合の休業損失支払例

地震による休業の支払例(全部休業の場合)

業種：小売・卸売業

契約の概要：地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nの保険金額が30万円、約定復旧期間6か月、地震の免責期間が3日間の契約

事故の概要：地震により賃借建物が損傷(契約者は賃貸物件の賃借人)し、賃借建物の復旧工事に要した15日間を休業した。

支払保険金額：免責期間3日と店の休業日4日間を除いた休業8日分の240万円と事業継続促進費用保険金30万円の合計270万円が支払われた。



地震による休業の支払例(一部休業の場合)

業種：製造販売業

契約の概要：地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nの保険金額が10万円、約定復旧期間6か月、地震の免責期間が3日間の契約

事故の概要：地震により建物が損傷し、機械類も落下・損傷した。地震の影響により、修理業者の手配がつかず、復旧工事は2か月後に行うことになったため、工事までの期間は業務を縮小して営業を継続し、工事期間中の1か月は休業した。

支払保険金額：免責期間3日間と店の休業日15日を除いた休業73日分(一部休業48日、全部休業25日)の約462万円と事業継続促進費用保険金30万円の合計約492万円が支払われた。



保険金支払時の必要書類

必要書類

- 直近会計年度の決算書(法人の場合)
例:損益計算書、販売費および一般管理費明細書、製造原価報告書(製造業の場合)
- 確定申告書(個人事業主の場合)
- 売上日報および月報(休業期間中および対前年同時期のもの)

その他、「保険の対象の修理見積書、明細書および工程表」「支出を免れた経常費等を確認できる書類」「休業日数短縮費用を確認できる書類」など、お客さまの事業内容や事故の状況によって、ご提出いただく書類が異なりますので、ご了承ください。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>



AIG損保

企業財産保険(ニュープロパティガード)

事業継続サポート補償 / 営業継続費用補償

企業財産保険(ニュープロパティガード) 水災危険補償特約N 地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)N
建物等電氣的・機械的の事故補償特約N 営業継続費用補償特約(事業継続サポート補償特約用)N



被災して休業を余儀なくされた場合には、事業継続のための運転資金が必要です。

お客さまの事業に合わせて、「事業継続サポート補償」もしくは「事業継続サポート補償+営業継続費用補償」の準備をご検討ください。

おすすめの資金準備方法	おすすめのお客さま
事業継続サポート補償	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により物的損害が発生すると、事業の休業を余儀なくされる可能性が高いお客さま ●被災により営業(製造)拠点に物的損害が発生すると、売上高が大きく減少する可能性の高いお客さま
 レストラン、小売・卸売店 など  金属機械器具・食料品製造業 など  ホテル・旅館、理美容室・エステティックサロン など  病院・クリニック、介護・福祉施設、学校・学習塾 など  建設業、弁護士、公認会計士、税理士などの事務所 など	
事業継続サポート補償+ 営業継続費用補償	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により物的損害が発生しても、代替施設等で早期に事業再開をすることができるお客さま ●被災により物的損害が発生した際に、地域復興・被災者支援などのために早期に事業再開に取り組む必要があるお客さま

事業継続サポート補償 / 営業継続費用補償の概要

事業継続サポート補償特約N 営業継続費用補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nでお支払いの対象となる保険事故

保険事故の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	 火災、落雷、破裂・爆発	 風災・雹災(ひょうさい)・雪災	 物体の落下・飛来・衝突 ^(注1) 、 漏水・放水・溢水(いっすい) ^(注2) 、 騒擾(そうじょう)・ 集団行動・労働争議など	 盗難	 ①～④以外の 不測かつ突発的な事故	 水災 (台風、暴風雨、豪雨等による 洪水・融雪洪水・高潮・ 土砂崩れ・落石など)	 地震または噴火による 火災、損壊、津波など	 電氣的・機械的事故 (ビル付帯設備または 工場内受配電設備に 生じた事故)	 不測かつ突発的な 原因による電気、ガス、水道、 電話などの供給・中継の 中断または阻害
補償の選択	●	□	□	□	□	□ (オプション)	□ (オプション)	□ (オプション)	●

- ②～⑤の補償については、選択して外すことができます。(一部制限があります。)
- ②～⑥と⑧の補償は、財物損害補償特約Nをセットする場合、お支払いの対象となる保険事故を財物損害補償特約Nと合わせる必要があります。
- ⑨の補償は、地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nをセットすることで地震または噴火に起因する保険事故も対象とすることができます。

(注1) 保険の対象が屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の動産の場合、航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触に限りません。
(注2) 給排水設備自体に生じた損害を受けた結果生じた休業損失は除きます。

●：必須の補償 □：選択できる補償

事業継続サポート補償特約N

保険の対象となる店舗や事務所、作業所などが損害を受けた結果、被保険者に生じた休業損失、および休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用を、休業損失日額保険金としてお支払いします。

1. 保険金額の設定

(1) 保険金額 = 粗利益(または人件費もしくは支払家賃など) ÷ 年間の営業日数

- ①この特約の保険金額は、1事業所ごとに設定します。
- ②この特約の保険金額は、1日あたりの粗利益額または人件費もしくは支払家賃などを基準に、1事業所につき200万円を限度として設定します。

(2) 粗利益* = 売上高 - 売上原価

*売上高から商品仕入高および原材料費^(注3)を差し引いた残高をいいます。
(注) 期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。

2. お支払いする保険金

$$\bullet \text{休業損失日額保険金} = \left(\text{保険金額} \times \frac{\text{売上減少高}^{(注1)}}{\text{標準売上高}^{(注2)}} \times \text{休業日数}^{(注3)} \right)^{(注4)} + \text{休業日数短縮費用の額}^{(注5)}$$

- (注1) 「売上減少高」とは、標準売上高^(注2)から復旧期間内の売上高を差し引いた残高をいいます。
- (注2) 「標準売上高」とは、保険事故による損害^(注6)が発生する直前の12か月のうち復旧期間に相当する期間の売上高をいいます。
- (注3) 約定復旧期間を限度とします。また、復旧期間から保険事故の発生した日を含む保険証券記載の免責期間を控除した残りの日数内の休業日数をいいます。
- (注4) 次の算式で求められた額を限度とします。
売上減少高×支払限度率^(注7) - 復旧期間内に支出を免れた経常費等の費用
- (注5) 休業日数を減少させるために支出した各種追加費用の額をいい、次の算式で求められた額を限度とします。
休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数×保険金額
- (注6) 「お支払いの対象となる保険事故」⑨の場合は、保険事故とします。
- (注7) 「支払限度率」とは、直近の会計年度(1年間)の粗利益の額に10%を加算した額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。
※営業の一部を再開した場合など、一部休業の場合も補償します。

● 損害防止費用保険金

火災、落雷、破裂、爆発の保険事故による損失の発生または拡大の防止のために次の必要または有益な費用を支出した場合、損害防止費用保険金をお支払いします。

- ・消火薬剤などの再取得費用
- ・消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用 など

営業継続費用補償特約(事業継続サポート補償特約用)N

保険の対象となる店舗や作業場などが損害を受けた結果、収益減少を防止または軽減し、営業を継続するために支出した費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)を補償します。

- 仮店舗・仮工場のための費用(賃借料、移転費用、動力費、水道光熱費、通信費など)
- 商品・製品の外注化、他社製品の購入のための費用
- 資材、原材料、商品などの緊急仕入れに伴う割高費用 など

1. 支払限度額の設定

営業継続のために必要になると思われる追加費用を見積もり、その費用の見積額を基準に1事業所ごとに支払限度額を決めます。

<追加費用の見積り例>	
代替施設借用費用(家賃、保証金、礼金、賃借手数料 など)	300万円
改装費用、運送費用	100万円
設備什器の借入・購入費用	50万円
合計	450万円

3. 保険金額計算例

損益計算書例		売上原価内訳例	
科目	金額	科目	金額
売上高	200,000,000	期首商品棚卸高	20,000,000
売上原価	136,000,000	当期商品仕入高	140,000,000
売上総利益(粗利益)	64,000,000	期末商品棚卸高	△24,000,000
販売費および一般管理費	62,000,000		136,000,000
営業利益	2,000,000	販売費および一般管理費内訳例	
営業外収益		科目	金額
受取利息 等	0	役員報酬	7,000,000
営業外費用		従業員給与	35,000,000
支払利息 等	1,000,000	賞与	5,000,000
経常利益	1,000,000	法定福利費	6,000,000
特別利益		荷造運賃	1,000,000
固定資産売却益 等	0	水道光熱費	1,200,000
特別損失		旅費交通費	1,000,000
投資有価証券売却損 等	0	広告宣伝費	1,000,000
税引前当期利益	1,000,000	交際接待費	1,000,000
法人税、住民税および事業税	293,800	地代家賃	1,200,000
当期利益	706,200	リース料	600,000
		保険料	1,000,000
		減価償却費	1,000,000
		販売費および一般管理費計	62,000,000

保険金額を粗利益で設定する場合の例(年間営業日数250日の場合)

粗利益=売上高2億円-(当期商品仕入高1.4億円+期首商品棚卸高2,000万円-期末商品棚卸高2,400万円)=6,400万円
保険金額=6,400万円÷年間営業日数250日=25.6万円

保険金額を従業員の人件費で設定する場合の例(年間営業日数250日の場合)

従業員の給与=従業員給与3,500万円+賞与500万円+法定福利費600万円=4,600万円
保険金額=4,600万円÷年間営業日数250日=18.4万円
※保険金額を人件費で設定する場合は、人件費の科目を「従業員給与、賞与、法定福利費に加え、役員報酬も含める」「法定福利費と賞与は除き従業員給与のみで設定する」など、必要に応じて設定することが可能です。

2. お支払いする保険金

- 営業継続費用保険金 = 臨時に支出した追加費用 - 復旧期間内に支出を免れた経常費 - 自己負担額
- 1回の事故につき保険証券記載の支払限度額を限度とします。ただし、上記の「お支払いの対象となる保険事故」⑨の場合は、保険証券記載の支払限度額の10%を限度とします。